

V 入学料減免・授業料減免

留学生を除く学部学生を対象とした高等教育の修学支援新制度により支援対象となった学生は、入学料や授業料が減免され、日本学生支援機構より奨学金が給付されます。

この支援制度に基づく入学料減免を希望する者は、すみやかに申請書を入手し、必ず入学手続期間中に申請手続をしてください。

今回の申請を行うことにより、入学料の減免申請と入学年度の第1学期の授業料減免申請を同時に行うことができます。

※授業料減免申請は、毎学期継続の手続きが必要です。

日本学生支援機構給付奨学金の申請をまだ行っていない者は入学後必ず申請してください。手続方法については、KULAS（高知大学で学生がインターネットを利用して閲覧する修学支援システムのこと。）等により案内します。

(1) 申請の対象者（留学生を除く学部学生）

日本学生支援機構給付奨学金（原則、返還不要の奨学金）の予約採用申請者・採用候補者・申請予定者

※日本学生支援機構貸与奨学金（第1種、第2種※返還が必要な奨学金）のみを利用予定の方は対象外となります。

但し、日本学生支援機構の貸与奨学金のみ予約申請していたが、入学後に給付奨学金を申請予定の方は対象になります。

★本制度の対象か否かは日本学生支援機構のサイトから確認できます。

支給額等が試算できるので必ず申請前に家族と確認してください。

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※申請資格等、不明な場合は学生支援課にお問い合わせください。



(2) 申請書の入手方法

申請書等の入手方法は、以下から選択してください。

① 高知大学 HP から印刷する。

「高知大学 HP トップ」→「保護者・受験生の方へ」→「入学料の減免及び徴収猶予」

URL：http://www.kochi-u.ac.jp/campus/life/hukuri/nyugaku_genmen.html

② 学生支援課の授業料減免窓口で申請書を受け取る。

- (3) 提出書類 ※申請書を提出する方は、入学料を振り込まないでください。
その他の入学手続き書類と本申請書類を提出することで、入学手続きを行うことができます。
※入学料減免を申請する方は、入学料を振り込まないため、入学料払込証明書の提出は不要
です。

提出書類	留意事項
大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	全ての項目に漏れがないよう記入してください。
日本学生支援機構から送付された給付奨学金の「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」の写し（表面のみ）	届いていない方は、その他の書類のみ同封してください。決定通知が届き次第、提出先まで写しを送付してください。
決定通知用の返信用封筒（長形3号）	110円切手を貼り、本人または学資負担者の住所・氏名を封筒の表面に記入してください。

(4) 提出期間

提出書類は、「所定の入学手続き期間内」に、入学手続き書類に同封してください。

(5) 入学料・授業料徴収猶予期間

申請した者は、本学が指示するまでは、入学料・授業料を納付しないよう注意してください。

入学手続き期間内に受理された方については、学内の選考機関の議を経て、学長が許可します。

- ① 減免申請した方は、許可・不許可の結果がでるまでの間、入学料・授業料の徴収が猶予されます。
- ② 減免が不許可になった者及び一部減免許可された者は、告知した日から起算して21日以内に納付すべき入学料・授業料を納付してください。（選考結果は、7月下旬に決定予定で、提出した返信用封筒により結果通知を郵送します。なお、結果通知を郵送したことを、KULASの掲示板でもお知らせします。）

※申請した者で、本学の入学手続き完了後に入学を辞退する場合、入学料減免・授業料減免申請を辞退したものとして、直ちに入学料を納付してください。

(6) 備考

入学料徴収猶予の制度もあります。徴収猶予を申請する方は、合格発表後できるだけ早く問い合わせ先まで相談してください。

【問い合わせ先】

高知大学学務部学生支援課経済支援係
 〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号
 TEL:088-844-8146

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

高知大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、高知大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が高知大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が（*を附した項目については、該当者のみ）記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名			入試の種別 <small>(該当項目に○印)</small>	編入学・総合型選抜Ⅰ・ 学校推薦Ⅰ・学校推薦Ⅱ・ 前期・後期・追加合格	
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)				
	現住所	〒 都道府県 市区町村				
	連絡先	本人 (携帯)		生計 維持者 <small>(電話番号)</small>	□父 □母 □()	
	所属学部 ・学科等			学籍番号 <small>(入学手続き 時は受験番号)</small>		
	学 年	昼間・夜間の別		■昼(昼夜開講を含む) □夜		
	過去に本制度の支援を 受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月		
	過去に本制度の入学 料減免を受けたこと がありますか。			ある ・ ない		
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 <small>【給付奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】</small>						
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 <small>【給付奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】</small>						
<input type="checkbox"/> 4月に入学してから、在学採用に申し込み予定の者						

申請書の作成あたっの注意事項

イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付型奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。

給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、申請前に必ず下記の担当窓口まで問い合わせてください。

なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。

ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。

ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

ト 申請にあたっては、説明資料をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。

- ① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
- ② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する可能性があること
- ③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）可能性があること
- ④ 本制度により授業料等減免を受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
 - ※ 本制度による給付型奨学金を受ける場合も同じように、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されます。
 - つまり、授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合は、第一種奨学金の利用にあたって貸与上限額が変更されます。
 - ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

担当窓口・提出先（朝倉キャンパス）	学生支援課経済支援係	TEL088-844-8146	
	（岡豊キャンパス）	学生課学生支援係	TEL088-880-2268
	（物部キャンパス）	物部総務課学務室学生支援係	TEL088-864-5217